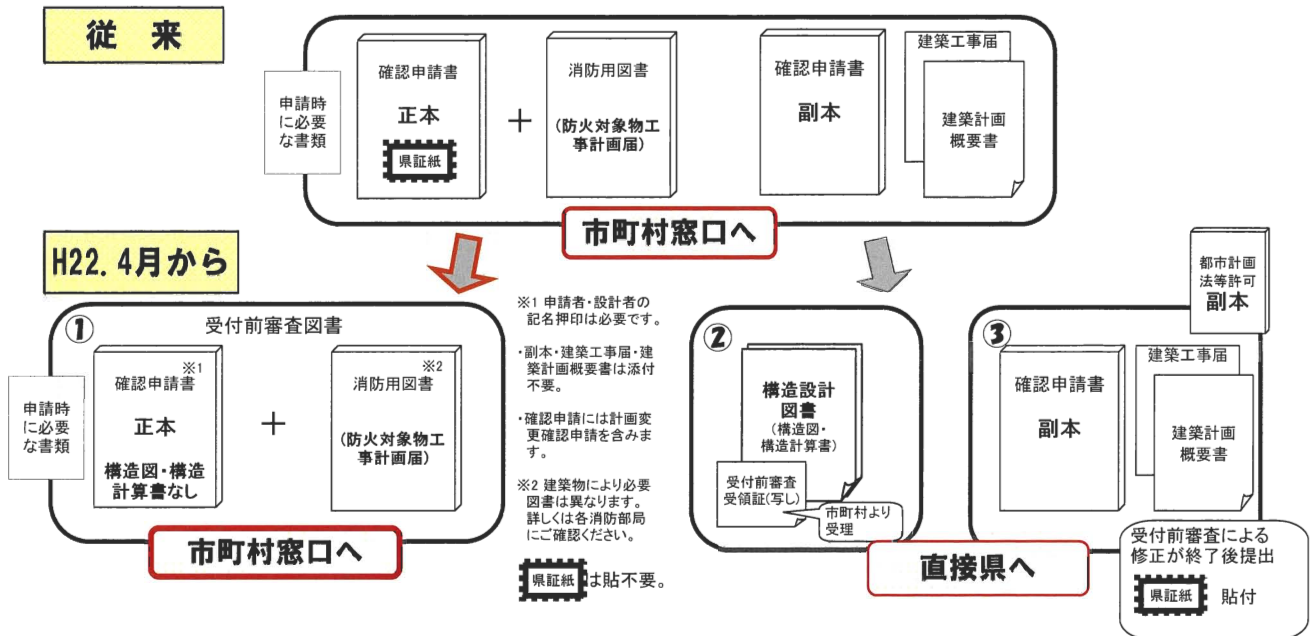


建築確認に関するお知らせ

◆ 愛知県の建築主事あてに提出される建築確認申請について、
“平成22年4月1日” から以下のように変わります!!

1. 建築確認申請の提出書類が変わります

市町村窓口への提出時には建築確認申請書(正本)および防火対象物工事計画届^{※2}のみ(これを「受付前審査図書」と呼びます)を提出してください。その際、構造図・構造計算書等や建築工事届、建築計画概要書の添付は不要です。窓口では、愛知県証紙は貼付しないでください。



2. 受付前審査を開始します

- 市町村窓口に出ししない構造図・構造計算書は、市町村の受領証を添付して直接県建築指導課(分室)に提出してください。提出方法は郵送も可能です。県に提出された構造図・構造計算書は受付前審査を行います。
- 確認申請書(正本)は従来どおり市町村・消防を経由して県建築指導課(分室)に送付されます。
- 県建築指導課(分室)に到着した時点で受付前審査を行います。受付前審査での指摘事項を連絡しますので、修正していただき、受付が可能であれば県証紙を貼付して正式に受付を行います。確認申請(副本)および建築工事届、建築計画概要書はその時に提出していただきます。なお、提出された確認申請書(正本)は返却できませんのでご承知おきください。

愛知県のHPもご覧ください <http://www.pref.aichi.jp/kenchikushido/index.html/>

3. その他

- 確認済証の交付は、これまでどおり各市町村の窓口でも行います。
- 中間・完了検査は、これまでどおり市町村の窓口申請(※)により各建設事務所で行います。
※扱いが異なる場合もあります。詳しくは市町村窓口へ。
- 新城設楽管内の4号建築物の建築確認審査についても県建築指導課分室にて行うこととなります。

【お問い合わせ】 愛知県建設部建築担当局建築指導課

〒461-0011 名古屋市東区白壁1丁目50番地 愛知県庁白壁庁舎 建築指導課分室

【電話】052-961-9720 (ダイヤルイン) 【FAX】052-961-9715

尾張建設事務所 建築住宅課 052-961-1838

知立建設事務所 建築住宅課 0566-82-6498

一宮建設事務所 建築住宅課 0586-72-1249

海部建設事務所 建築住宅課 0567-24-2184

知多建設事務所 建築住宅課 0569-21-3316

西三河建設事務所 建築住宅課 0564-27-2735

東三河建設事務所 建築住宅課 0532-52-1315

豊田加茂建設事務所 総務課 0565-35-9315

新城設楽建設事務所 総務課 0536-23-5114